

議 案 目 次 (その3)

発議第1号 江差追分会館条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・	P 1
--	-----

発議第 1 号

平成27年9月7日

江差町議会議長 打越 東亜夫 様

提出者 江差町議会議員

小梅 洋子

賛成者 江差町議会議員

塚本 真

〃

西海谷 望

江差追分会館条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由 パスポート制については、12月から3月までの4カ月の期間限定であり、閑散期と重なる。効果及び料金設定等に課題があり、引き続き検討が必要なため。



江差追分会館条例の一部を改正する条例

江差追分会館条例（昭和５７年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第７条を次のように改める。

第７条 第５条の規定により、使用の承認を受けた者及び観覧目的で入館する者は、別表１に定める使用料を前納しなければならない。

２ 町長は、特に必要があると認めたときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

３ 第５条第１項ただし書きによる使用料については、江差町行政財産使用料条例の例により算出した額とする。

４ 第４条の２第２項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合においては、当該指定管理者に会館の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

附 則

この条例は、平成２７年１２月１日から施行する。